

欧州における狭山茶テスト輸出等委託業務 仕様書

1 委託業務名

欧州における狭山茶テスト輸出等委託業務

2 目的

フランスを中心とした欧州における狭山茶の安定的な輸出ルートを確認するとともに、狭山茶の輸出量を増加させていくための業務を委託します。

3 委託業務の内容

(1) 生産・加工等の体制構築支援

ア 内容

E Uの農薬基準に対応した残留農薬検査を実施する。

イ 時期

契約日～令和6年2月末

ウ 業務内容

- a E Uの残留農薬の基準に対応した検査 16検体
- b 除虫菊（ピレトリン）の検査 3検体
- c 検査のための配送 2回

(2) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援

ア フランスを中心とした欧州における茶を取り扱う小売店での市場調査及びテスト販売

(ア) 内容

フランスを中心とした欧州における小売店において、茶の取り扱い動向等を把握するための市場調査を行うとともに、テスト販売による狭山茶の評価等を確認する。また、テスト販売後の商談アプローチも実施する。

(イ) 場所

フランスを中心とした欧州

(ウ) 時期

契約日～令和6年2月末

(エ) 業務の内容

- a 茶専門店、現地食材店、レストランなどの小売店での取扱商品や販売方法、有機茶の需要に関する調査（3店舗以上）
- b aを踏まえた小売店でのテスト販売（3店舗以上、各店舗2週間以上）
- c テスト販売店へのサンプル等の手配・提供
- d テスト販売等で使用する商品パンフレットの作成・印刷・配布
- e 販促POPの作成
- f 継続取引に向けたテスト販売店へのアプローチ及びアンケート調査

(オ) 留意点

- a テスト販売は、対面、非対面を問わない。
- b テスト販売に必要な茶葉の購入料は委託費に含めず、産地から必要量を手配すること。ただし、テスト販売店へのサンプルや試飲用の茶葉の購入料、またその送料は委託費に含めて構わない。
- c テスト販売では、テスト販売店及び消費者等の商品への評価を把握すること。
- d 商品パンフレットは昨年度の内容を更新することも可能で、必要数を印刷すること。
- e 商品パンフレット又は販促POP等にS-GAP、100年フード等の取組内容を記載すること。

イ フランスを中心とした欧州における茶を取り扱う卸会社等への調査及び商談

(ア) 内容

フランスを中心とした欧州において、狭山茶を大ロットで取り扱える卸会社や大型店舗等へ営業アプローチを行うとともに商談を実施する。

(イ) 場所

フランスを中心とした欧州

(ウ) 期間

契約日～令和6年2月末

(エ) 業務の内容

- a 卸会社や大型店舗への営業アプローチ（5社以上）
- b 商談の実施（3社以上）
- c 商談時の通訳手配
- d 営業アプローチに必要なサンプル等の手配・提供
- e 営業アプローチで使用する商品パンフレットの作成・印刷配布（ア（エ）dと同じもので構わない）

(オ) 留意点

- a 商談は渡航時またはオンライン等を活用し行うものとする。
- b 商談先へのサンプルの購入料、またその送料は委託費に含めて構わない。
- c 営業アプローチの際は、他産地の輸出状況（輸送方法、価格、農薬検査など）の情報も合わせてヒアリングすること。

ウ 協議会員の渡航手配業務

(ア) 内容

フランスへの渡航手配を行うとともに、渡航時のアテンドなどを実施する。

(イ) 場所

フランス

(ウ) 期間

契約日から年内（予定）

(エ) 業務の内容

- a 航空券の手配（3人分、日本⇄フランス）
- b 宿泊の手配（3人分、3泊、1泊20,000円（税込）以内、朝食付き）
- c 携帯電話（2台）
- d Wi-Fi レンタル（2台）
- e 現地アテンド（2日以上）

(オ) 留意点

- a 渡航時期は、委託契約締結から12月末までの間のうち、商品の完成後可能な限り早い時期とする。
- b 渡航時は、イの商談を実施すること。また、可能な限りアのテスト販売店舗を訪問できるようにすること。
- c 渡航時の大まかなスケジュール（訪問店舗数、アテンド期間など）を提案すること。
- d 訪問先の選定は、狭山茶輸出促進協議会から提案することもあるため、調整すること。
- e フランス国内での移動手段を確保すること。
- f 渡航時のトラブルに電話等に対応する体制を確保すること。

(3) 委託業務内容の補足

- ア テスト販売や商談に用いる商品は3種類（さやまかおり、ふくみどり、和紅茶）と2種類（有機茶）の計5種類を予定している。
- イ 商品の完成は10月以降を想定している。
- ウ 商品パンフレットは、3種類（さやまかおり、ふくみどり、和紅茶）を対象とする。
- エ 作成物等の著作権は、狭山茶輸出促進協議会に帰属することとする。
- オ 新型コロナウイルス感染症等の影響により渡航できなくなる場合の代替案も見積と併せて提案を求める。
- カ 企画提案募集後、狭山茶輸出促進協議会は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ、仕様書を修正の上、契約を締結すること。
- キ テスト販売に必要な茶葉の購入料等は、日本円でやりとりを行うこととする。

4 委託期間

契約日から令和6年2月29日（木）まで

5 報告書類

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して15日以内に、以下の書類を提出するものとする。

- ・業務完了報告書
- ・事業報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM又はUSBメモリ）1式）

- ・事業で作成したチラシ等の資料（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM又はUSBメモリ）1式）

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、狭山茶輸出促進協議会と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。